# て!議会定例会って?

## どういう流れになっているの?

市議会には、年4回開かれ定例会(3月、6月、9月、 12月)と、必要に応じて開かれる臨時会があります。 ここでは、定例会の流れについて説明します。

#### 開 会

議案について提案者(市長)の説明があります。 議案には、条例、予算、契約の締結、財産の取得または 処分、人事案件、意見書、決議などがあります。 議案は委員会付託により本会議から常任委員会へ移ります。



議長が全体の進行をします



## 一般質問

議員は市の仕事全般に 関する様々なテーマに ついて質問を行い、市 の見解などを求めるこ とができます。

議員の質問時間と執行 部の答弁時間は、それ ぞれ45分以内となっ ています。

**常任委員会**で議案の審査を行います。

議員は下記4つのいずれかの常任委員会に所属します。

(兼務している議員もいます。)

総務企画常任委員会

教育文化常任委員会

保健福祉常任委員会

環境建設常任委員会

提案者の説明 市執行部が議案の内容を説明します。

質疑応答 市執行部に対し、議案の内容について質疑を 行います。

論 議案に対し賛成か反対か自分の意見を述べます。

決 委員会として議案の賛否を決定します 委員会報告書の提出により本会議に移ります。



常任委員会ではより専門的に詳細に審査を行います

常任委員会での審査の内容を報告します

### 閉 会

**委員長報告** 委員会の審査結果を委員長が報告します。

質疑答弁 委員長報告に対する質疑を行います。

論 議案に対し賛成か反対か自分の意見を述べます。

決 議案の賛否は出席議員の過半数で決定します。



採決はタブレット端末で行います